

令和4年5月10日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	稗田美菜子
副委員長	重松 朋宏	〃	上村 和子
委員	高原 幸雄		
〃	小口 俊明	議長	青木 健
〃	藤江 竜三		

○出席説明員

市長	永見 理夫	教育次長	橋本 祐幸
副市長	竹内 光博	教育施設担当課長	島崎 健司
教育長	雨宮 和人	(兼) 新学校給食センター 開設準備室調整担当課長	
建築営繕課長	近藤 哲郎		
(兼)教育委員会事務局新学校給食 センター開設準備室整備担当課長			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 令和3年 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）
陳情第15号

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和3年 陳情第15号	国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情 (継続審査分)	4.5.10 継 続 審 査

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入る前に、去る4月1日付の人事異動に伴い、出席説明員と議会事務局職員に異動がありましたので御紹介をお願いいたします。

教育委員会についてお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】 おはようございます。令和4年4月1日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので御紹介申し上げます。

教育施設担当課長兼ねて新学校給食センター開設準備室調整担当課長、島崎健司でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 次に、議会事務局について、お願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 おはようございます。お時間いただきましてありがとうございます。議会事務局職員の異動について御紹介いたします。

庶務調査係長、森山直でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 以上で紹介を終わります。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和3年陳情第15号 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）

○【遠藤直弘委員長】 令和3年陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）を議題と致します。

第1回定例会終了以降の本陳情に関する経過を当局より御報告願います。教育施設担当課長。

○【島崎教育施設担当課長】 それでは、3月15日の総務文教委員会の継続審査以降の北側住民の方々との意見交換の経過について、主な内容を御説明させていただきます。

3月18日に陳情者の方を含めた住民の方々とオンラインにて意見交換を行いました。その際に新たな第二小学校の外構計画と致しまして、北門を設置せず、児童の動線は南・西・北東側とすること等を御提案いたしました。参加をされた住民の方からはおおむね良好なお返事を頂き、参加できなかった方のために陳情者の方へ素案の図面をお送りし、意見の集約を頂くこととなりました。

3月27日に陳情者の方よりメールにて、近隣住民の方から反対意見はなく、市がお示した案に御賛同いただく旨の御連絡を頂きました。また、北門を設置しない計画案の詳細が分かるよう図面を作成し、住民の方々と市側でその内容を確認する機会を設けてほしい旨の御依頼を頂きました。

その後、日程の調整及び図面の作成を行い、4月17日に第二小学校において、対面にて意見交換を行いました。会議において、3月18日にお示した案の詳細図面と北東部分の駐車スペースに関して歩行者と車両の動線の分離を徹底する素案を提示し、おおむねの合意を頂きました。また、陳情者の方に会議に参加できなかった方の意見を集約いただくこととなりました。

4月19日に教育長より、陳情者の方へ市の提案を御了解いただける際の手続及び協議内容について合意書を取り交わすことも可能な旨をメールにて御案内いたしました。

4月25日に陳情者の方より、持ち帰って相談したところ、合意書の案について示してほしい旨の御連絡を頂き、4月28日に陳情者の方へ合意書の案をメールにて送付いたしました。

合意書案の内容と致しまして、北門を設置しないこと、児童が使用する門は南・西・北東側とすること、今後も適宜継続して意見交換を行うことと致しました。連休明けに住民の方々の話し合いを調整されるとのことでしたので、現在、御連絡をお待ちしている状況です。御報告は以上となります。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 陳情から総務文教委員会は、委員長も強く言っていますけれども、一番近い住民の十分な理解というものなくして建て替えが進んではいけないという、そういうことを共有しながら教育委員会のほうに住民の方との対話を求めてきています。何回か継続しています。ここに来てようやく住民の方々から合意していただけたとか、納得していただけたというような形が出来上がってきたということについては、まずもってよく努力されたなと私は思っております。大変粘り強く教育長を筆頭に、市長も含めてやってこられたと思います。

幾つかお聞きしたいです。このような形の中で今後の流れというのは、次6月議会というものが控えていますけれども、今後に向けて、最終的には住民の方々からの合意というものが、これでいいですよというのがお互いに出たら、どんなふうになるんですかね。合意書を取り交わすってどういうことなんですかね。ちょっと具体的に説明していただけますか。

○【橋本教育次長】 今、我々の考えている案としますと、陳情の代表者の方と教育長の両名の中で合意書というものをお互い確認し合って、判を押したものを1通ずつ持つというふうなことなのかなと考えています。まだ案の段階で、また、陳情者の皆様と最終的にその辺も含めて確認をして、次の段階へと進んでいければいいのかなと思っていますところでございます。

○【上村和子委員】 私も別件のときにそういったもの、一番みんなの記憶にあるのは、佐藤前市長が八興社の陳情が出たときに、最後、市長が住民の方と取り交わしたというのが私の記憶では一番近いところじゃないかと思うんですけれども、その後もあります。こういう形で住民の方々の不安な声を、行政が長の名前で合意書というんですかね、そういったものを出すということで、パートナーシップの中で皆さんが安心して、工事もできていくということが今まで何回か起きています。今回もそのパターンを取っていかれるということだと思います。

そのとき、私のほうで気になりますのは、今の雨宮教育長と永見市長との中では、それは有効だと思うんですけれども、今後において、この合意書というのは果たして有効なのかどうか。今後に向けて、合意書を取り交わしたけれども、市長と教育長が突然替わって、いや、聞いてないよと言って白紙になるというようなことが起きることを、基本的にどの場合も、どのケースも住民の方々が一番心配されます。このことについては、有効性というものは、今後どれくらい有効だと、教育長、市長が、今の人たちが替わっても、果たしてそれは有効と言えるのかどうかということについて見解を伺います。

○【橋本教育次長】 当然、行政ですので継続性という中では、その有効性というのは未来に向けて有効であると考えております。ただし、こういうものというのは、適宜見直しということはゼロではないということももう一方ではありますので、その際にはしっかり対話をしながら、どういう変更が出てくるのかというのは、これはゼロではないと思っていますが、その合意書の内容について有効だというのは、これは未来に向けて有効だと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 聞いて、かえって心配になった。

○【雨宮教育長】 すみません、補足です。もし私が替わる場合、突然替わった場合は無理だと思うんですけれども、あらかじめ分かかって替わるというようなケースであれば、それは事務として次の後

任の者にこういうことをちゃんと近隣の方々と私の名前で合意をしていますということを引き継ぐということが非常に大事だろうと思っております。それが私の補足になります。

○【上村和子委員】 これ陳情案件で、議会では何回も継続をしていますので、この議事録だって1つの証拠になっていくんですね。ですから、今ちょっと教育次長が見直すこともありますというのが1つ入ると、じゃ、合意書の担保って何なんだというふうになるので、今、教育長が自分が万が一替わったりするときには、ちゃんと事務として引き継がれていくというところが出ましたけれども、どちらが正しいんですか。もちろん両者の中で見直されて、住民側から、分かりませんけれども、この合意書に関して、ここについてはというふうに起きることがあるかもしれない。基本はそのときにも合意書という担保があって、それをお互いに簡単に変えてはいけないというふうに、だから合意書ってそういうものを作っていけないといけないと思うんですけれども。

私は単に基本を確認したと思うんですけど、今まで佐藤前市長とか竹内副市長だって住民との中でそういうものは取り交わしてきているわけですね。それが、人が替わったら見直すこともあるということを今橋本教育次長はちらっと言ったけれども、それ言われたら全部覆ります。基本的に行政の善意というものを、善意的遂行というものは守られなければいけないと思うんです。善意というのはよいという意味ですけども、基本そこを基にして、合意書というはお互いのそこを基にして成立するから、今後、そういった合意書に関して、これを見直すというようなことは基本想定しない。見直すというようなことを想定したら破棄になりますから、基本合意したものは合意するという、その覚悟を持ってやらなければならないんじゃないんですか。

○【橋本教育次長】 すみません、ちょっと言い方が、私が誤解を与えるような発言をして申し訳ございません。当然、合意書ですから、それはしっかりと担保されるものだと思っております。以上でございます。

○【上村和子委員】 国立市はそのような条例もありませんので、皆さん方と住民と行政の信頼というものを、議会がしっかりこういう形で見届けながら後世にも伝えていくという責務が今のところあるかなと思ってお聞きいたしました。

このことに関して、これは私の老婆心かもしれませんが、教育長だけではなく、建物の設置者というのは市になりますので、教育長と並んで市長もその合意書に名前を書くというようなことも考えられるかと思います。市長は、その辺はどうでしょうか。住民から要望があったら考えられますか。

○【永見市長】 まだ私のほうに具体的にどういう内容の、考え方は当然合意をしておりますけれども、手続上の形式については話が来ておりませんが、当然、自治体を代表する者は市長ですし、建物の設置者は市長になります。あるいは財産の、要するに国立市という法人の代表者は私になりますので、それは土地・建物等の管理者は私ということになります。ただし、財産の運用の責任者は、当然のことながら教育委員会ですし、教育委員会がその中身については主体性を持って決定するものだと考えております。そういう区分けからいきますと、現状こういう形で造りますというものに対しては、法人の代表者として名前を連ねるということに私自身は違和感を持っているものではありません。

○【上村和子委員】 それでは、合意書ですから住民の方々がどう考えられるかですが、ちょっと確認いたしました。それと合意書の中に、合意書を見ていないので分からないんですけれども、現状こうする、こうするということが書かれていて、それ以外は書かれていないかと思うんです。私が先ほど言いました今後について、この合意書に関わっての疑義とか、それから合意書どおりになっていな

いのではないかというような御心配が住民の方から起こる可能性があります。それは、今は開かないけど、もしかしたら代が替わったりすると、また合意書と違って、ここで門を開けましょうみたいな話になる可能性だってなきにしもあらずです。そういったことも、未来を想定して、今後この合意書に関わるような疑義が住民側から見えたとき、起きたときに、速やかにこの合意書に基づき住民との対話を開始する、善処をするというような、そういうことが多分、住民の方々の求めの中にはある。今までのケースがそうでした。むしろ合意書を取り交わすのは、未来に対する担保だからです。安心のための手形になります。そのための合意になるんですけれども、それについては今後、私が言ったような場合には、住民の方から、ここちょっと合意書どおりではないんじゃないですかみたいなことが起きた場合には速やかに国立市は、教育長がまた筆頭になって住民との対話、協議を、善処をするということはお約束していただけるのでしょうか。

○【橋本教育次長】 まさにそれは我々この間、いろいろな教訓の中でしっかりと対話をしていく。何かあったら、住民の方々とコミュニケーションを取っていくということは今後に向けて、それはしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 合意書の中にも若干そこら辺に触れられる部分もあると、より安心なのではないかというふうに私が勝手に今思っています。これは今回のケースだけではなくて、これまでのケースを振り返ったときに、そこが重要なポイントになったなと思ったのでお聞きいたしました。

最後に、このような決定をされた一番元、北門を取りやめて、門を3つに計画変更を行った、このことについて、どうしてそうなったのですかということ、ほかの委員から質疑があると思うので、それはしないんですけれども、私がお聞きしたいのは、このことについては、二小の校長先生とも十分に合意、理解されていますか。そのことを確認したいです。

○【島崎教育施設担当課長】 二小の校長先生に関しましては、事前に図面のほうをお示しさせていただいてお話をさせていただいて、その後に住民の方と4月17日の会議を持たせていただいているという状況でございます。以上です。

○【上村和子委員】 私の質疑は、校長先生は今回、門の変更について、よく分かりましたと、これで大丈夫ですとか、校長先生の理解は得られたのかということをお聞きしたくて聞いた質疑です。

○【島崎教育施設担当課長】 失礼いたしました。理解を頂いております。以上になります。

○【上村和子委員】 私も通用門が北東と南と西というふうに3か所あるということで、その位置が北東ですから、北から若干東にいったということでしょうかね。そういうことで多分支障はないという合意を頂いたと思います。

最後に、校長先生が替わられた、替わっていないんですかね。以前、工事が遅れている理由が、そういう陳情によって遅れているみたいな、そのように思われて、そのようにお書きになって、住民の方々は、何か自分たちがクレームをしたから遅れたかのように学校側も思っているんじゃないかとか、そういうことで大変傷ついて心配、誹謗中傷されたのが前回ありましたが、そこら辺に関しては、校長は十分に理解、学校として理解、納得されていますか。

○【橋本教育次長】 これは我々教育委員会のほうの文書、学校長宛ての文書の中にそういう記載があったということの中で、我々の文書の内容についても、もう少し丁寧に、我々のコミュニケーション不足があったというふうなところはしっかりと校長にもお話ししながら、これは理解を得られております。ですから、その辺は我々も今後、より丁寧に対応していきたいと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 こういう感情面って実は近隣の中で一番しこりになるところです。双方に起こります。これが不信につながったりすることがあるので、これはきれいにきっちりと、間違っても住民の方々が自分たちのエゴのために北門を開けるなどか、そういうことを主張して、強引に言って工事を引き延ばしたと、そういううわさ、そういうことの誹謗が絶対なされないように、これは十分に今後気をつけてください。これは住民の中で、地域の中では、こういうのは結構深刻だというふうに思います。そういうことで、今後、住民の方々が暮らす上において、現役の保護者もいらっしゃいますので、居心地が悪くならないような、そういうような十分な配慮を今後も強く求めたいと思いますけれども、このことについて最終的な今日の意向を、姿勢を教育長に求めましょうかね。

○【雨宮教育長】 今、御指摘あったことについては、最大限十分に配慮していく必要があるだろうというふうに私責任者として感じております。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 今回の市としての対応は、やはり住民の皆さんの声を十分に生かして計画の変更ということに踏み切ったわけです。そこで、この間の経過は、議会でそれぞれ経過報告としてされてきたところなんですけれども、行政として、今回住民の皆さんとの一定の合意ができて、こういう形で今後、合意書を取り交わすというところまで来たんです。議会としても委員長をはじめ、大変大きな御尽力を頂いたということになると思うんですが、大変よかったと思います。

そこで、行政として、先ほど市長からも発言がありましたけれども、最終的には、国立市としての責任というのは市長が果たさなければいけないということになるわけです。あるいは行政委員会の教育委員会としても、こういう計画を変更したということに至った経過は分かるんですが、総括として、なぜここまで長い時間がかかって今回の政策、図面の変更ということになったのかという点では、どんなふうに総括しているのでしょうか。

○【橋本教育次長】 我々の中で、まず1つは、しっかりとコミュニケーション、特に対話というふうなところをしっかりとやっていかなければいけないということは、改めて総括として感じているところでございます。その中で、様々な経過、御意見の中で、どうそこを調整していくかというふうなところに少し時間がかかってしまったという部分は、我々についても、そこはもう少し次に向けて、これをいい教訓として対話を重要視しながら、一方では時間をうまくかけながらということも必要でしょうし、今後に向けて、このことをいい教訓として生かしていければと思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】 総括ということで言いますと、今、答弁では対話をしっかり時間をかけながらということなんですけれども、今後に生かす教訓としては、声が上がってから時間をかけるのではなく、やはり早い段階からとにかく徹底して対話をしていくということが大事なんじゃないかなと思うんですね。その点で何点か、やはり今回のことを教訓に、二小だけではなくほかの、教育委員会だけではなく様々な事業にも教訓になることが幾つかあったと思うんです。例えば今回の二小の改築についても、確かに早い段階から連絡協議会を立ち上げて、それなりに時間もかけて保護者、PTAや学校関係者、育成会、地域の自治会や公募の市民も入れて、市としては市民参加で進めてきたつもりだったと思うんですけれども、だけれども、近隣住民の当事者が漏れていたということは、やはり徹底した参加に、ここまでやれば大丈夫だというのはないんだということをしっかりと肝に銘じておいていただきたいと思います。

それからもう一点が、いつ、誰が、北門の存在が入ったのかというのが最後まで明確ではなかったように感じておりまして、詳細なところで責任の所在を明確にしておくこと。それから、最初、陳情

者が市教委の窓口に行ったときに、これは決定ではありませんと言われたんだけど、その後の説明会で北門のことについて指摘したら、これで決めていますので御理解願いますというふうにされたというように、いつ、何が決定されて、どこまで修正の余地があるのかというのが、これも明確ではなかったという、幾つか責任の所在が曖昧だった点というのもあろうかと思います。そういう面で対話を重視という抽象的なことだけではなくて、国立市教育委員会として、あるいは国立市として教訓に考えていることというのがあろうかと思うんですけれども、お聞かせいただけたらと思います。

○【橋本教育次長】 まさに今、質疑委員さんがおっしゃっていただいたように、早い段階からマスタープランの協議会なんかもやっていたんですが、そこだけでは十分ではなかったというふうな部分というのが今回改めて分かりましたので、次の改築事業のときには、そこをどういうふうな仕組みをつくっていくかというのが我々の課題であると思っています。そこはしっかりと協議をしながら進められるような仕組みづくり、ちょっと繰り返しになりますけれども、そういうことはやっていきたい。その仕組みの中で、今言われたようにどこのポイントでどういうふうになっていくのかということもある程度明確にしながら、そこはやっていきたいと思っています。ですから、やはり仕組みづくりもしっかりと今後に向けて整理していきたいと考えているところでございます。

○【重松朋宏委員】 その仕組みづくりは教育委員会だけでなく、市の施策全体で行っていただきたいと思います。

そこで、何点か細かくお聞きしたいんですけれども、合意書案の中に3か所の子供の出入口を設けると。西と南については、これまでもあったものなんですけれども、東側の出入口というのは、今回初めて出てくることになるかと思っています。公式の文書では、出入口として東側というのは出てきていなかったと思うんです。そこで、恐らく通学路と校内の動線、それから一時避難場所にもなっておりますので、避難の経路などについても若干変更があろうかと思いますが、どのようにされているのか、あるいはその検討はこれからなのか伺います。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。もともと北東の門は計画上存在しておりました。もともとそこに関しては、学校の生徒が通る入り口というよりは、複合施設を使う方が利用される入り口として用意していたものです。なので、そこを今回、学校の生徒も通学で使うというふうには計画を見直したというところでございます。今後ですけれども、その辺りについて、災害だったりとか、そういうことはさらに検討していくということになるかと思っています。以上です。

○【重松朋宏委員】 具体的にどの地域に住んでいる子供がここの出入口を使ってというようなことについての検討はこれからになるのでしょうか。それからもう一点、校内に入った後の校内の経路についての検討というのは進んでいるのでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 入り口について、ここを使いなさいという指導はありませんけれども、一応現状の生徒がどこの門から入ってくるのかという傾向は押さえておりますので、恐らくは生徒のほうで新しくなったとしても同じところを使うのではないかと考えております。校舎内のほうに入った際に昇降口までどのように入っていくかということは、もう既に計画は済んでおりますので、今後、運用面について学校のほうと調整を重ねていくということになっていくと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 校内というのは、校舎内という意味ではなくて学校敷地内、特に今は西門と正門から入って真っすぐ校舎の出入口に行けるんですけれども、今回、校舎は東側に集中して、西側に広いグラウンドが設置されることによって、特に西門から入った場合は、真っすぐ行こうとするとグラウンドを突っ切るような形になるかと思うんですね。敷地に入った後、どのように行くのかとい

うことについてもきちんと検討しておく必要があろうかと思いますが、北東の出入口も含めて、そのことについての検討はこれからということによろしいでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 西門については、御指摘があったようにそのまま真っすぐ行ってしまうと芝生を踏んでしまうことになるので、それは運用上よろしくありませんので、恐らく南か、もしくは北のほうに生徒が移動して通っていただくことになるかと思います。その運用面については、今後、学校と調整をしていきます。

北東については、実際に東の部分に緑地帯がありますので、その緑地帯というのが南北で道をつないでおります。なので、北のほうから入った生徒については、真ん中あたりで学校の敷地というか、学校のほうに入れる入り口を設けておりますので、そこから生徒が入ってくるという動線を今は考えておりますので、学校のほうともそれを今後共有して行って、実際にどういう形で生徒を招き入れていくのかということは、調整をこれから重ねていくというところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 今回、北門を設置しないと明確に合意書の中で言い切られることになろうかと思いますが、北側をセットバックして歩道上の空地を造ることについては変更ないということによろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 その点につきましては、変更ございません。

○【重松朋宏委員】 最後に、関係者、先ほど校長先生には図面を見せて理解を得ているということなんですけれども、その他の陳情者以外の北側の住民や保護者、特に北側から通う保護者などについては、今回、北門が設置されなくて3か所の出入口になるということについてお知らせをしているのか、あるいはどう感じているのか、市のほうは把握していますでしょうか。

○【橋本教育次長】 今、合意に向けて取り組んでいる最中ですので、当然その合意ができた時点で、また、しっかりと保護者の皆様とか、周辺の住民の方には説明を再度しながら、皆さんに周知をしっかりと図っていききたいと、そのようなことで考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 簡潔に何点か伺いたします。合意書を今回取り交わしていく方向で、合意書の内容は、さっき他の委員からもありまして、説明があったとおりでと思います。その中で、今後も継続して意見交換を行うことというふうにあります。そもそも他の委員からもあったんですけれども、今回ここで合意書を取り交わすことができたとして、そこで一件落着なわけではなくて、もともと事前にお話を進めていたつもりが周知徹底できていなかったとか、お話しすべきところにまだちゃんと行き届いていなかった。私の言葉で言えば、発信はしていたけれども、伝えられていなかった、伝わるような内容でなかったというんですかね。発信していても、相手が理解できたり、伝わっていないと意味がないと思いますので、そういう内容ではなかったんだと思います。

となると、ここから先、合意ができて工事に進んだといったときに、小学校の改築となりますと数年規模になりますよね。そもそも壊すといったところから、騒音とか音とかもそうですし、粉じんもそうでしょうし、振動もそうだと思います。そうすると、全域的にそういったことが起きると思うんですが、工事の過程について、これから説明などを事前に丁寧に周りにもしていく必要があると思います。建て替えの門のところについて、陳情については一定程度の合意ができそうだとことが見えてはいますが、そこから先に進めていくプロセスにおいても、ほかのところの改築のプロセスではなくて、工事も含めたプロセスでなければいけないと思っているんですが、その辺はどのようにお考えなのか伺いたします。

○【近藤建築営繕課長】 工事着手の前に、これだけ大きな規模になりますので、きちんと工事説明

会というのは準備したいと思っています。その中で工事動線だったりとか振動・騒音、そういったものもろもろ住民の方に説明させていただいて、安全に工事のほうを進めていけるように努力していきたいと思っています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 丁寧にしていただきたいと思いますし、そのようにしていただくとするんですが、これまでの工事に至るまでの段階においても行政としては丁寧にやってきたつもりが伝わってなかったということが、今回この陳情を通して見えてきたことだと思うんです。なので、例えば、私がお話したいのは、工事と言っても1年2年の規模で長く起きることですね。数か月で終わる内容ではなくて、大きな車が出入りしますし、その間、子供も通学しなければいけない。あるいは引っ越しをしない、別のところに学校そのものが移ってという工事では今回ないので、そこで学校生活を送りながらということだと思います。そうすると、学校の保護者の方もそうですけれども、地域の住民の方にとっても大きな負担になると思うんです。そこは今まで以上に丁寧にしていただきたいということを改めてお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 そうですね。パターン分けして、説明を聞いていただく方が御納得いただけるような形で、分かりやすいことを念頭に置きながら説明会のほうはさせていただきたいと思います。以上です。

○【小口俊明委員】 冒頭の施設担当課長の御報告で、陳情者をはじめ北側住民の皆様におかれましては、北側の出入口を設置せずという方針に対して合意を得られるという方向性のお話がありました。よかったなというふうに考えているところであります。

そこで、この段階で確認をしたいんですけれども、二小の建て替えという計画の中で、ある時期から北側に児童の出入りの門の設置をとという案が出てきたわけでありまして、そのことにおいて陳情という、陳情者の方のこういった動きがございまして、今ここまで来ているわけでありまして、このことによって方向性が見えてきた、北側出入口を設置せずという変更が行われるわけでありまして。ということからすると、この変更という作業が結果的に、学校にとっても児童にとっても、近隣の地域の皆様にとってもよりよいものになるということであってほしい。私は一総務文教委員会委員として、そのように希望するところであります。この設計変更がそれらのことにおいてよい方向になっていると言えるのかどうか、今、担当の皆さんはどのようにお考えなのか、そこを確認したいと思います。

○【近藤建築営繕課長】 今回、学校建設というのは、住民の方も含めていろいろな方に関わっていただいています。その方たち全員に納得していただく設計を目指すことが私たちの務めだと思っていますので、そういった観点でもう一度設計のほうを見直して、今度東側の部分、それが皆さんにとって有効に働くように今計画のほうは進めております。担当者としても少し見直した中で、大分学校的にいいのではないかと、生徒にとってもいいのではないかとというふうにはなっていますので、自信を持って皆様に紹介できるような形になりましたら提示のほうはしていきたいと思っています。以上です。

○【小口俊明委員】 今、いわゆるよくなった部分の整理を作業的になされているというようなことかなと思います。そうすると、よりもう一段具体的に聞きますけれども、多分観点としては、児童の登下校の安全というポイントがあるかなと思います。また、近隣住民の皆様への配慮ということもあると思います。また、集会施設の利用者にとってどうかという角度があります。これらのことを総合的に考えて、出入口というのは動線の起点になりますから、その動線の起点が変わるというわけであ

りますから、この動線の変更によって、私が今伺った児童の安全、近隣住民配慮、また、集会施設の利用者にとってどのように変わってくるのか、こういうところの角度でぜひ整理をしていただきたい。このように思いますし、また、そういう観点で今お考えがあれば伺っておきたいと思います。

○【近藤建築営繕課長】 以前と現状の計画の違いと言いますと、以前は北側の住民の方の目の前に入り口があったような形ではあったんですけども、それをその前ではなくて、ちょっとずらして入り口にかぶらないように配慮するということもしていますし、あと生徒と車との動線がきちんと分かれるような形で今動線も考えておりますので、そういった観点では、きちんと計画のほうは進んでいるというところは、ここの場でちゃんと説明はできる状態でございます。なので、それが今、まだデッサンというか、大筋の話ですので、これからそれを図面化していきますので、それがきちんと整った段階で皆様のほうにも説明のほうはさせていただきたいと思っております。以上です。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。そういう方向性でぜひまとめていただきたいですけれども、その中で、今お話に出た児童生徒の動線と車両の動線がクロスしないように、いわゆる歩車分離を徹底してということかと思えますけれども、これは集会施設利用の皆さんがお使いの車、そういう捉え方でしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 ぜひここは非常に大事なポイントですからしっかりと、絶対に事故が起こらないように取り組んでいただきたい、このように思います。

また、加えて追加の質疑ですけども、先ほど答弁の中で、東側の出入口は、当初は児童は使わない予定であったけれども、ここはいわゆる集会施設御利用の皆さんがお使いになる出入口、これを児童も使えるようにというふうな見直しというお話がありました。その意味で、この出入口から児童も出入りするし、また、集会施設を御利用の皆さんも入ってくるということになるわけでありますけれども、最終的には学校施設内、敷地内には児童のみ出入りをするという、そのポイントを定める必要があると思うんですけども、そういった設計上の配慮というのはどのような考え方でなされるのか伺います。

○【近藤建築営繕課長】 まず、東側の緑地帯については、生徒も一般の方も利用できる。そういった意味では、そこの入り口については誰もが使えるということですけども、生徒については、学校の敷地に入ってくる際には北のほうから南に南下して、途中の中間地点に学校敷地に入る門を設けておきますので、そこにセキュリティをかけて、そこから入れるのは生徒だけ、それ以外の方は入れないというふうな形で今整えているところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 質疑いたします。先ほどの質疑の中で、北門を使うかもしれない子供、保護者の方、そういったところに対しては、これから説明をしっかりとしていきたいというふうなお話だったと思います。それで、今回、北東と西側を利用する子供たち、学校を分散するというふうな形になると思うんですけども、そうすると多少、その形だと遠回りすることもなくというふうになると思うんですけども、その場合、遠回りしないというためには西側の門はしっかり使わなきゃいけない。それで、先ほど突っ切ってしまうということでもちょっと心配というふうなお話もあったんですけども、突っ切らないまでも西側の門を利用して、中に入って両サイドを歩いて校舎まで行けるということの確認、その辺りがちょっと不明確で分からなかったんですけども、もう一度確認したいんですが、その辺りをお願いします。

○【近藤建築営繕課長】 今回、グラウンド全体に芝生がある状態で、芝生の育成上、芝生の養生期間もあったりしますので、芝生の周りには土の状態の部分が存在すると。なので、西側から入った生徒は芝生ではなくて、その土の部分をお願いするという形になる。まだ門の位置というのは正確にフィックスしていませんので、それが例えば北寄りになれば北側のほうを通る形になろうかと思えますし、ちょっと南側に寄れば南側に生徒が回るであると、なのでその辺りについては今後、先生とも、学校とも協議しながら決めていきたいと思っています。以上です。

○【藤江竜三委員】 それじゃ、取りあえず西門は使えて、その土の部分をお願いしていて、さほど遠回りはせず学校内に入れるという理解でよろしいということですね。

○【近藤建築営繕課長】 そのとおりです。

○【藤江竜三委員】 やはり子供たちの使い勝手がよいということも私は大事だと思っていますので、その辺りしっかり検討していただいて、よりよいものを造っていただければと思います。

○【遠藤直弘委員長】 全ての方の質疑が終わりましたので、質疑を打ち切ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 発言をさせてください。陳情者をはじめ北側住民の皆様、お仕事等ある中で、国立市との協議を進めていただきまして、大変にありがとうございます。また、教育長をはじめ担当の皆様、この間、努力をされて、本当にありがとうございます。

そのことによりまして、先ほど来お話が出ておりますように設計の変更、北側出入口は設置せずという方向の中で皆様と合意が取れるようなことになりつつあるという報告でありました。この段階において決を採るということではなく、これはやはり継続をするべきもの、このように考えております。以上、このように発言をさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま令和3年陳情第15号につきまして、継続審査を求める申出があります。

ここで、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は継続審査とすることに決しました。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午前10時49分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年5月10日

総務文教委員長

遠藤直弘